

組合活動についての独占禁止法等の遵守に関するガイドライン

平成 30 年 6 月 14 日制定

全国卸売酒販組合中央会は、卸売酒販組合を構成員とする事業者団体であるが、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」という。）に基づき設立された酒類業組合として、一般の任意団体と異なり、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために、組合員共同の利益の増進を図るための事業とともに、酒類業組合法に規定された国の行う酒税の保全に関する措置に協力、酒税法違反の自発的予防等の重要な事業を組合活動として行うものである。

酒類業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、酒類の公正な取引の推進、社会的要請への対応などの取組を実施していく必要がある。過度な価格競争を防止する等の観点から制定された酒税法及び酒類業組合法の一部を改正する法律の施行に当たっても、国税当局から、酒類の公正な取引確保に向けた取組として、組合員に対して周知及び啓発することや、酒類の公正な取引についての現状や課題、改善要望を国税当局に情報提供することが求められており、組合の事業として、それらを実施するために有益な諸活動を積極的に推進していく必要がある。

一方、事業者団体の活動は同業者が接触する場であり、独占禁止法上の問題が生ずるリスクを伴うことから、近年、社会的に有用な活動を行う事業者団体の健全な発展のため、各団体において、個別企業と同様に、独占禁止法上のリスク対策として、独占禁止法の遵守に関する規程の制定などの環境整備に向けた取組みが広まっている。

このような動向を踏まえ、中央会における諸活動が独占禁止法等の考え方に基づき行われるよう、中央会及び中央会が行う活動の参加者に周知徹底することを目的として本ガイドラインを制定する。

1 会議、研修会等の諸活動

(1) 会議、研修会等の諸活動の運営

中央会が運営する会議、研修会等の諸活動については、独占禁止法や「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（以下、「指針」という。）などに従い、違反とならない内容とする。

(2) 会議、研修会等の議題及び資料の事前確認

会議、研修会等の諸活動における議題や資料は、独占禁止法や指針等の規定から問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、それらの議事運営を司る者（以下「議長」という。）又は専務理事が事前に確認し、その上で資料を関係者に配付する。

(3) 会議の際の議事管理

会議において、独占禁止法や指針等の上から不適切と思われる発言等があった場合には、議長及び専務理事は当該発言者に対し、注意を促す等の措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言等を中止しなかった場合、議長及び専務理事は当該発言者に対する退席の指示又は当該会議の終了を宣言し、当該終了事由を記録する。

(4) 議事録の作成

会議の終了後に、法令及び定款の規定に基づき議事録を作成して保存する。なお、議事録を作成しない場合であっても、適切な対応を行った旨を記録する。

(5) 懇親会

会議、研修会等の諸活動への参加者等の懇親を目的に主催する会合（以下「懇親会」という。）には専務理事等が参加し、独占禁止法や指針等の上から不適切な発言等があったと認められる場合には、専務理事等は必要と認める是正措置をとった上で、会長にその旨を報告する。

2 調査・統計業務

(1) 目的

組合活動として行う調査・統計業務は、定款に定められた事業を行うための参考資料に供する基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査・統計業務情報の収集、管理等

調査・統計情報の収集・管理、提供業務は、中央会の事務局員が行うものとする。調査・統計業務に携わる事務局員は、収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行う。

3 研修

事務局員に対し、独占禁止法や指針等に関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識向上に努める。

また、中央会会員など関係者に対して本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、独占禁止法や指針等に関する研修を必要に応じて実施し、その知識向上に努める。

4 運営責任者

本ガイドラインの運営責任者は専務理事とする。

(附則)

本ガイドラインは、平成 30 年 6 月 14 日から実施する。